2023年4月1日 (下線部分変更)

新 旧

最良執行方針

豊証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40条の2第1項の規定に従い、お客様にと って最良の取引の条件で執行するための方 針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取 引所市場に上場されている有価証券の注文 を受託した際に、お客様から取引の執行に 関するご指示がない場合につきましては、 以下の方針に従い執行することに努めま す。

1.対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場され ている株券、新株予約権付社債券、ET F(株価指数連動型投資信託受益証券) 及びREIT(不動産投資信託の投資証 券) 等で、金融商品取引法施行令第16条 の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株 予約権付社債券で、金融商品取引法第67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価 証券|

2.最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただい た注文に対し当社が自己で直接の相手と なる売買は行わず、すべて委託注文とし て取り次ぎます。その際、最良の取引の条 件として最も有利な価格で執行すること 以外のお客様の利益となる事項を主とし て考慮するため、お客様からいただいた 上場株券等に係る注文はすべて国内の金 融商品取引所市場に取り次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただ いた上場株券等に係る注文はすべて国 内の金融商品取引所市場に取り次ぐこ ととし、PTS (私設取引所) への取次

最良執行方針

豊証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40条の2第1項の規定に従い、お客様にと って最良の取引の条件で執行するための方 針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取 引所市場に上場されている有価証券の注文 を受託した際に、お客様から取引の執行に 関するご指示がない場合につきましては、 以下の方針に従い執行することに努めま す。

1.対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場され ている株券、新株予約権付社債券、ET F (株価指数連動型投資信託受益証券) 及びREIT(不動産投資信託の投資証 券)等で、金融商品取引法施行令第16条 の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株 予約権付社債券で、金融商品取引法第67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価 証券」

2.最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただい た注文に対し当社が自己で直接の相手と なる売買は行わず、すべて委託注文とし て取り次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただ いた上場株券等に係る注文はすべて国 内の金融商品取引所市場に取り次ぐこ ととし、PTS (私設取引所)への取次 新

ません。

ぎを含む取引所外売買の取扱いは行い

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取 引所市場への取次ぎは、次のとおり行 います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、執 行時点において株式会社QUICK 社の情報端末において対象銘柄の証 券コードを入力して検索した際に最 初に株価情報が表示される金融商品 取引所市場(当該市場は同社所定の 計算方法により一定期間において最 も売買高が多い市場として選定され たものです。) に取り次ぎます。

なお、選定した具体的な内容は、当 社の本支店にお問い合わせいただい たお客様にはその内容をお伝えいた します。

- (c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- (2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券 (フェニックス銘柄) の注文はお受けして おりません。

旧

ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取 引所市場への取次ぎは、次のとおり行 います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- (b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、執 行時点において株式会社QUICK 社の情報端末 (当社の本支店の店頭 でご覧いただけます。) において対象 銘柄の証券コードを入力して検索し た際に最初に株価情報が表示される 金融商品取引所市場(当該市場は同 社所定の計算方法により一定期間に おいて最も売買高が多い市場として 選定されたものです。) に取り次ぎま

なお、選定した具体的な内容は、当 社の本支店にお問い合わせいただい たお客様にはその内容をお伝えいた します。

- (c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- (2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けして おりません。

新

ただし、お客様から売却注文をいた だいた場合には、当該注文を、当該銘柄 の投資勧誘を行っている金融商品取引 業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受け できないものがあります。

3.当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

PTS を含め複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の金融商品取引所から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に 上場されている場合には、当<u>該銘柄の</u> 一定期間における売買高等に基づき、 最も流動性の高い金融商品取引所市場 において執行することが、お客様にと って最も合理的であると判断されるか らです。 IB

ただし、お客様から売却注文をいた だいた場合には、当該注文を、当該銘柄 の投資勧誘を行っている金融商品取引 業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受け できないものがあります。

3.当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家 の需要が集中しており、取引所外売買 と比較すると、流動性、約定可能性、取 引のスピード等の面で優れていると考 えられ、ここで執行することがお客様 にとって最も合理的であると判断され るからです。

また、複数の金融商品取引所市場に 上場されている場合には、<u>その中で</u>最 も流動性の高い金融商品取引所市場に おいて執行することが、お客様にとっ て最も合理的であると判断されるから です。 新

(2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券 (フェニックス銘柄) の注文はお受けして おりません。

ただし、上場していた当時から当該 銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要がある と考えます。お客様からいただいた売 却注文を、注文が集まる傾向がある投 資勧誘を行う金融商品取引業者に取り 次ぐことは、より多くの約定機会を確 保することとなり、お客様の換金ニー ズを実現できる可能性が高まると判断 されるからです。

4.その他

- (1) 次に揚げる取引については、2.に揚げる方法によらず、それぞれ次に揚げる方法により執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引

当該ご指示いただいた執行方 法

- ② 投資一任契約等に基づく執行 当該契約等においてお客様か ら委任された範囲内において当 社が選定する方法
- ③ 端株及び単元未満株の取引 端株及び単元未満株を取り扱 っている金融商品取引業者に取 り次ぐ方法
- ④ 信用取引の決済新担建てを行った会融

新規建てを行った金融商品取 引所市場で執行

(2) <u>自社のシステム障害等が発生した場合や主たる取引所が</u>システム障害等により<u>終日取引が停止された場合には</u>、 やむを得ず、最良執行方針に基づいて 選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合で も、その時点で最良の条件で執行する 旧

(2) 取扱有価証券(フェニックス銘柄) 当社では、基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けして おりません。

ただし、上場していた当時から当該 銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要がある と考えます。お客様からいただいた売 却注文を、注文が集まる傾向がある投 資勧誘を行う金融商品取引業者に取り 次ぐことは、より多くの約定機会を確 保することとなり、お客様の換金ニー ズを実現できる可能性が高まると判断 されるからです。

4.その他

- (1) 次に揚げる取引については、2.に揚げる方法によらず、それぞれ次に揚げる方法により執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引

当該ご指示いただいた執行方 法

- ② 投資一任契約等に基づく執行 当該契約等においてお客様か ら委任された範囲内において当 社が選定する方法
- ③ 端株及び単元未満株の取引 端株及び単元未満株を取り扱 っている金融商品取引業者に取 り次ぐ方法
- (2) システム障害等により、やむを得ず、 最良執行方針に基づいて選択する方法 とは異なる方法により執行する場合が ございます。その場合でも、その時点 で最良の条件で執行するよう努めま す。

新	旧
よう努めます。 (削 除)	最良執行義務は、価格のみならず、例 えばコスト・スピード・執行の確実性等 様々な要素を総合的に勘案して執行する 義務となります。 従いまして、価格のみに着目して事後
2023年4月1日改定	的に最良でなかったとしても、それのみ をもって最良執行義務の違反には必ずし もなるものではありません。